

2020年7月30日

2020年7月の大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの2020年7月の大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、2020年7月の大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された山形県の13市16町2村およびその周辺地域21市町村の計52市町村^{※1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、7月30日付で経済産業大臣宛に認可申請を行い、同日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日^{※2}の延伸

被災されたお客さまの2020年7月、8月および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{※3}）は申し受けません。

3. 工事費負担金^{※4}の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2021年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費^{※5}の免除

被災されたお客さまが、2021年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年1月末日まで申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、2021年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料^{※6}は申し受けません。

※1 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。
電気料金等の特別措置の適用対象市町村（7月29日時点：52市町村）

■災害救助法適用対象市町村（31市町村）

山形県：山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、
村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡
山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、
西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、
最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、
東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、
東田川郡三川町、東田川郡庄内町

■隣接市町村（21市町村）

秋田県：湯沢市、由利本荘市

宮城県：仙台市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡川崎町、
加美郡色麻町、加美郡加美町

山形県：最上郡金山町、最上郡真室川町、最上郡鮭川村、飽海郡遊佐町

福島県：福島市、喜多方市、耶麻郡猪苗代町、耶麻郡北塩原村

新潟県：新発田市、村上市、胎内市、岩船郡関川村

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※3 不使用料金は、基本料金の半額。

※4、5、6

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みに
より、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、
お客さまにご負担いただくものをいいます。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社お客さまセンターへお問い合わせいただくか、お近くの
当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

お客さまセンター TEL. 0120-175-466

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

《お申し込み窓口》

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

秋田県

- 秋田支店生活提案グループ（秋田市山王五丁目15番6号）
- 秋田県南営業所お客さま提案課（横手市前郷二番町11番24号）

宮城県

- 宮城支店生活提案グループ（仙台市青葉区中央四丁目6番1号）
- 宮城県北営業所お客さま提案課（大崎市古川中里一丁目4番11号）
- 仙台北営業所お客さま提案課（仙台市泉区八乙女四丁目5番地の1）
- 仙台南営業所お客さま提案課（仙台市若林区沖野二丁目5番10号）

山形県

- 山形支店生活提案グループ（山形市本町二丁目1番9号）
- 庄内営業所お客さま提案課（酒田市千石町一丁目12番34号）
- 最上村山営業所お客さま提案課（天童市天童中一丁目4番1号）
- 置賜営業所お客さま提案課（米沢市門東町三丁目2番40号）

福島県

- 福島支店生活提案グループ（福島市栄町7番21号）
- 会津若松支社お客さま提案課（会津若松市東栄町3番38号）

新潟県

- 新発田営業所お客さま提案課（新発田市新栄町三丁目1番34号）

以 上